

平成 30 年度「長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価」について

教育政策課

1 趣 旨

効果的な教育行政の推進に資するとともに、県民への説明責任を果たしていくため、「長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）」を実施する。

2 根 拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 26 条

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 実施の考え方

- (1) 点検・評価の対象は、「第 2 次長野県教育振興基本計画」（以下「振興計画」という。）及び「教育委員会活動状況」とする。
- (2) 振興計画の評価は、全庁的に実施されている政策評価制度の手法により実施する。

4 評価結果

別添「平成 30 年度長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」のとおり

なお、法令に基き、教育に関し学識経験を有する者から意見等の聴取を行い、その内容を記載した。